

議案第 2 3 号

富津市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が東日本大震災等において破損したことに伴い、同施設の技術上の基準を新たに設けるための危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 2 3 年政令第 4 0 5 号）が施行されることにより、条例の一部を改正するものである。

富津市消防手数料条例の一部を改正する条例

富津市消防手数料条例（平成12年富津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表3の項第4号中「以下（5）において」を「（5）において」に改め、「貯蔵所」という。）の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（5）において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同項第5号中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。